

基本情報	コード	名称	事業類型	IV	経常的事務事業	会計区分 コード	会計 09	款 03	項 02	目 03	細目 578	細々目 01
	事業名	0857		権利擁護事業費								
	基本施策	11	高齢者や障がいのある人などの権利を守る	所属	130800	名称	地域包括支援センター	連絡先(記入者)	中江 26 - 1521			

概要	事業概要	消費者トラブルや虐待など、高齢者の権利を侵害する事案に対応し、高齢者の権利擁護を図る事業を実施する。						事業期間						
								平成	18	年度	～	平成	年度	
	根拠法令・要綱等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律				審議会・委員会等		高齢者及び障がい者虐待検討委員会						
	補助金支出	※支出“有”の場合要綱を記入						分掌事務番号		3	4			
	対象(誰を、何を)	65歳以上の高齢者。およびその家族、介護者、地域住民など高齢者の生活にかかわる方。				※対象件数	164	単位	件	H23実績	111	H25見込	180	H26目標値
成果(どうする)	高齢者に対する権利侵害(高齢者虐待や消費トラブルなど)から高齢者の権利を養護し、高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができる。													
H24実施内容	ア. 成年後見制度の活用促進 イ. 老人福祉施設等への措置の支援 ウ. 高齢者虐待への対応 エ. 困難事例への対応 オ. 消費者被害の防止													

指標	項目	単位	実績値				目標値		説明
			H23		H24		H25	H26	
			目標	実績	目標	実績			
活動指標	高齢者虐待等への対応	件	85.0	164.0	100.0	111.0	120.0	140.0	相談機関として活用されているかどうかについての指標(単に増加すればよいというものではない)
成果指標	高齢者虐待等への対応	件	85.0	164.0	100.0	111.0	120.0	140.0	

コスト	項目	コスト(千円) ※基金の充当はしないでください。								特記事項記入欄(特定財源の名称等)
		H23決算額	H24決算額	H25当初額	H26計画額	H27計画額	H28計画額	H29計画額		
		[収入]	使用料・手数料							
	国費 (補助率 39.5%)	2,690	2,867	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009	3,009	
	県費 (補助率 19.75%)	1,345	1,434	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	1,505	
	地方債									
	その他	1,345	1,524	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
	合計(A)	5,380	5,825	6,114	6,114	6,114	6,114	6,114	6,114	特記事項記入欄(積算基礎等)
[支出]	事業費	給料	3,503	3,795	3,894	3,894	3,894	3,894	3,894	主として、市職員1名分の人件費
	職員手当	1,920	2,127	2,199	2,199	2,199	2,199	2,199	2,199	
	共済費	1,291	1,279	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346	1,346	
	事業推進報償費	0	0	100	100	100	100	100	100	
	旅費	5	5	27	27	27	27	27	27	
	通信運搬費	0	46	46	46	46	46	46	46	
	健康診断委託料	7	7	7	7	7	7	7	7	
	小計(B)	6,726	7,259	7,619	7,619	7,619	7,619	7,619	7,619	
	人件費	正規職員	人数	0.2人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	0.3人	事業費以外の人件費
		人件費	1,136	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	
	臨時・嘱託・再雇用職員	人数								
		人件費								
	小計(C)	1,136	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	1,733	
	合計(D=(B+C))	7,862	8,992	9,352	9,352	9,352	9,352	9,352	9,352	特記事項記入欄(歳入確保の取組等)
[収支]	一般財源充当額(D-A)	2,482	3,167	3,238	3,238	3,238	3,238	3,238	3,238	
	(うち繰越金)									
	※前年度比	—	685	71	0	0	0	0	0	
	対象者あたり一般財源充当額	15	29	18	16	—	—	—	—	

必要性	1. 法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
有効性	※廃止したときの影響	達成度	※未達成事項記入欄
高齢者虐待の通報先がなくなり、虐待が野放しにされる。高齢者の権利が阻害される可能性が高まる。	(概ね)順調		
効率性	※事業を行うにあたって非効率な点(実施主体、システム等)		
	分野別に行っている権利擁護事業を統合すれば、より効果的に事業を行うことができる。		
関与の妥当性	協働の状況など		
実施方法(該当するもの全て)	委託・指定管理(公募・競争)	負担金・補助金・交付金	※委託内容及び委託先の存在
	委託・指定管理(非公募・随意)	○ 直接実施(契約・交付事務を除く)	
昨年度記載した改善策	職員配置について社会福祉士、および事務職でも福祉保健分野での経験を有し、適性のある職員の配置を要望していく。	左記改善策への取組状況	【状況】 【詳細】 計画のとおり進んでいる。 社会福祉士が1名採用された。
現時点における課題及び課題に対する改善策	専門性を持った正規職員の確保・育成が必要。また、社会福祉士、主任介護支援専門員といった資格を持った職員について、市職員のみでは不足できず、社会福祉法人からの派遣で確保しているため、継続的な人材の確保に不安がある。そのため昨年同様、社会福祉士等資格や適正のある職員の配置を要望していく。		
今後の方向性	担当課長氏名	方向性	理由
	中林 千春	現状維持	高齢人口の増加、また高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯の増大、認知症高齢者の増加等により、事業に対するニーズがますます高まってくる。